

浜岡原子力発電所 廃止措置実施方針の策定について

2018年12月26日

当社は、本日、原子炉等規制法(注)第43条の3の33の規定に基づき、浜岡原子力発電所の廃止措置実施方針を策定し、当社ホームページ上に掲載しましたので、お知らせします。

なお、廃止措置実施方針は、原子炉施設の稼働停止から廃止へのより円滑な移行を図ることを目的としており、運転プラントおよび廃止措置プラントを含む全ての原子炉施設について作成・公表が義務付けられています。

浜岡原子力発電所の廃止措置実施方針は、以下をご確認ください。

- ・ [浜岡原子力発電所1号機の廃止措置実施方針](#)
- ・ [浜岡原子力発電所2号機の廃止措置実施方針](#)
- ・ [浜岡原子力発電所3号機の廃止措置実施方針](#)
- ・ [浜岡原子力発電所4号機の廃止措置実施方針](#)
- ・ [浜岡原子力発電所5号機の廃止措置実施方針](#)

注 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

以上